

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部建築指導課

番号73

許認可等の内容		公告対象区域内の建築物に係る複数建築物に対する制限の緩和の認定・許可の取消し
根拠法令及び条項		建築基準法第86条の5第1項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	個票番号66のとおりとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成23年 4月 1日設定 (平成23年 8月 9日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成23年 4月 1日設定 ( 年 月 日最終変更)